

西予市定員管理計画

(令和3年度～令和15年度)

令和7年1月

西 予 市

目 次

はじめに	1
1. これまでの定員適正化の取組	2
1. 1. 平成 16 年度～令和 2 年度	2
1. 2. 令和 3 年度～令和 5 年度（第 1 期）	3
2. 現状の職員数	5
2. 1. 部門別職員数の状況（令和 6 年 4 月 1 日）	6
2. 2. 年齢別職員数の状況	7
3. 本計画の内容	8
3. 1. 基本方針	8
3. 2. 計画期間及び対象職員	8
3. 3. 取り組みの内容	9
3. 4. 今後の職員数の見通し	10
4. 計画の公表	12
おわりに	13

はじめに

職員の定員については、平成 16 年度の合併以降、西予市総合計画及び西予市行政改革大綱等に基づき、定員管理の指標とされる類似団体別職員数や地方公共団体定員管理調査等を参考に、西予市定員適正化計画（第一次及び第二次）を策定し、定員管理に努めてきた。

特に、行財政運営の面から、組織の統廃合等の見直しによる経費及び人員の削減をはじめ、事業や業務の見直し、業務の外部委託といった整理・削減型の改革に取り組み、行政の簡素化や合理化を図ってきた。

この間、国では長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態の公正な待遇の確保等を図る「働き方改革」の取組も実施されており、今後は、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した定員管理が重要になっている。また、地方公務員法等の改正法が施行されたことに伴い、令和 2 年度には新たに会計年度任用職員制度が導入されたとともに、令和 5 年度末には定年延長が開始されており、職員体制は大きな変化を迎えている。

全国的な人口減少・少子高齢化は今後も引き続き進行し、本市においても、生産年齢人口の減少等による税収の減少、高齢化による社会保障負担の増大など、行財政運営は今後一層困難になると見込まれる。

このような状況の中、今後は、行政が真に担うべき役割を明確にするとともに、定年退職後の再任用及び定年延長等の制度運用や新規採用職員の任用を的確に把握した上で、市民生活に不可欠な行政サービスを持続的かつ安定的に提供し続けるため、本計画を策定し、将来を見通した適正な定員管理に努めていくものである。

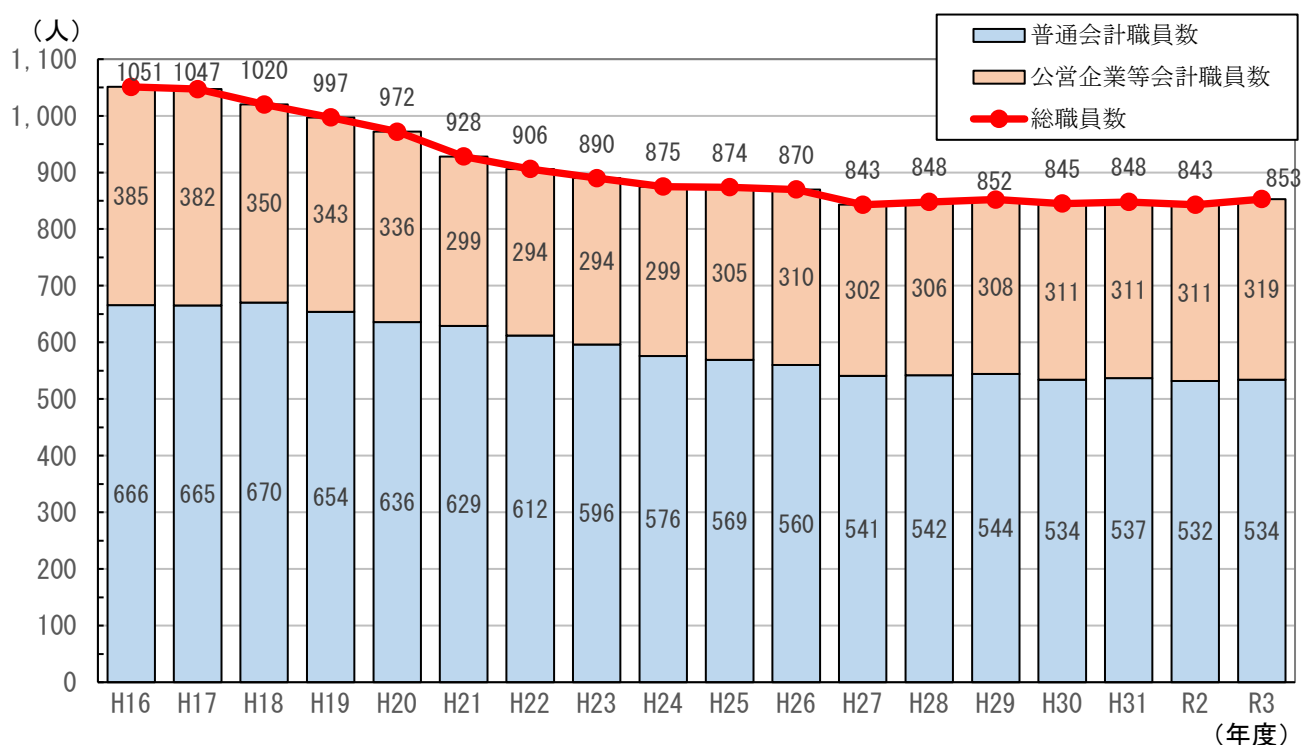
1. これまでの定員適正化の取組

1. 1. 平成 16 年度～令和 2 年度

(1) 職員数の推移

平成 16 年の旧 5 町合併時において、普通会計職員数は 666 人（うち教育 137 人、消防職 54 人）、特別会計及び公営企業会計職員数は 385 人であり、合計 1,051 人の職員が各所属に配置され、西予市としての行財政運営がスタートした。その後、職員の定員管理については、国の財政再建、地方分権など構造改革が推し進められ、三位一体の改革を期に職員数の削減に取り組み、新規採用者数の抑制、施設の統合や業務の民営化等により削減してきたところである。

その結果、令和 3 年 4 月 1 日時点では、普通会計職員数は 534 人（うち教育 100 人、消防職 71 人）、特別会計及び公営企業会計職員数は 319 人、合計 853 人となり、普通会計職員数では 132 人、全体では 198 人の職員数削減が図られたものである。



※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成 27 年度より教育長を除外
総務省 地方公共団体定員管理調査から集計

(2) 取組内容

合併以降、西予市定員適正化計画（第一次及び第二次）等に基づき、職員の定員管理に努めてきた。職員の削減については、以下の内容に取り組み、本市の行財政運営の維持、基盤強化を図るものであった。

ア 退職勧奨

早期退職者制度を新設し、普通退職者を募る。

イ 一般行政職退職者数の二分の一を新規採用

その年の退職者数に対して、翌年にその二分の一の人数を新規に採用する。

ウ 組織の統合

組織機構の見直しを行い、組織の統合によるスリム化・業務の効率化を図ってきた。

エ 福祉施設等の廃止・統合及び民営化

保育所（園）の統合及び民営化、幼稚園の統合及び老人福祉施設の民営化、診療所の廃止及び民間移譲等を実施してきた。

オ 業務の外部委託等

指定管理者制度の活用による施設の維持管理及び運営や衛生センター運営業務等の外部委託に取り組んできた。

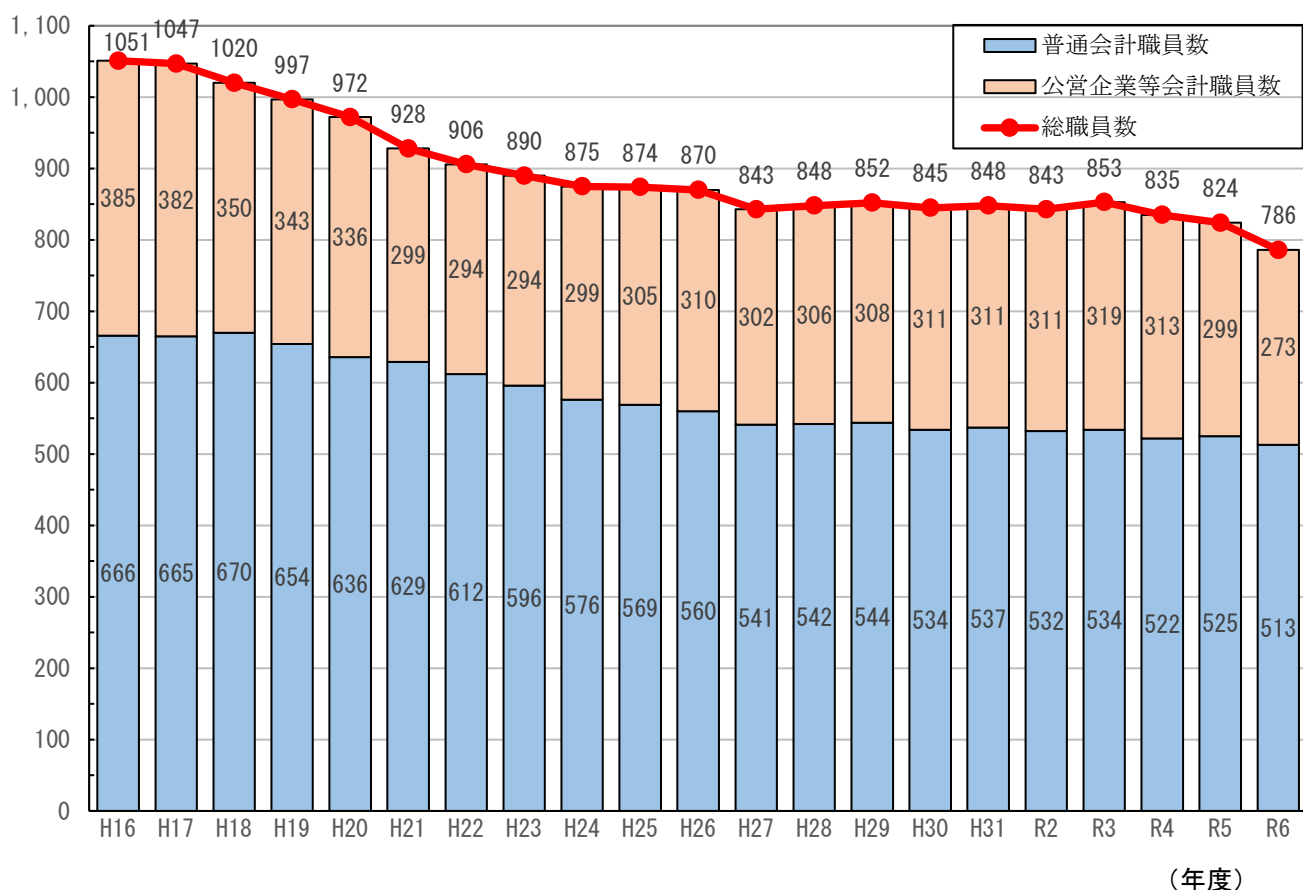
1. 2. 令和3年度～令和5年度（第1期）

(1) 職員数の推移

当計画における第1期の初年度となる令和3年4月1日時点で、普通会計職員数は534人（うち教育100人、消防職71人）、特別会計及び公営企業会計職員数は319人、合計853人であった。

令和5年度には地域づくり活動センター（旧公民館）の設置や支所及び教育委員会等の組織機構の大幅な見直しによる新体制構築が行われることから職員数は現状維持とする想定であったが、普通退職等により職員数は想定よりも減少することとなった。

結果として、令和6年4月1日時点では、普通会計職員数は513人（うち教育48人、消防職80人）、特別会計及び公営企業会計職員数は273人、合計786人となり、普通会計職員数では21人、全体では67人の職員数削減されたものである。



(2) 取組内容

職員削減については、現状維持としつつも、以下の内容に取り組み、本市の行財政運営の維持、組織の統廃合などスリム化を図るものであった。

ア 支所の職員及び業務の本庁集約化

市長部局である支所に配置する職員の40%から50%を、業務とともに本庁へ集約することで、業務の一元化・効率化を図った。

イ 教育員会の組織再編

明浜、野村、城川及び三瓶教育課については、業務の本庁集約及び一部を支所へ移管。また、生涯学習と文化・体育部門の再編を行い、市民サービスの維持・向上を図った。

ウ 地域づくり活動センターの設置

地域の主体的な地域づくり活動を支援することで、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開し、地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うため、西予市地域づくり活動センターを設置した。

エ 福祉施設等の民営化

保育所（園）の民営化を実施してきた。

2. 現状の職員数

2. 1. 部門別職員数の状況（令和6年4月1日）

区分 部門			職員数 令 6
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	5
		総 務 ・ 企 画	148
		税 務	21
		労 働	1
		農 林 水 産	52
		商 工	16
		土 木	39
		小 計	282
	福祉関係	民 生	69
		衛 生	34
		小 計	103
	一般行政部門計		385
	教 育		48
	消 防		80
	小 計		128
普通会計 計		513	

区分 部門			職員数 令 6
公営企業等会計部門	病 院	190	
	水 道	15	
	下 水 道	6	
	交 通	0	
	そ の 他	62	
	小 計	273	

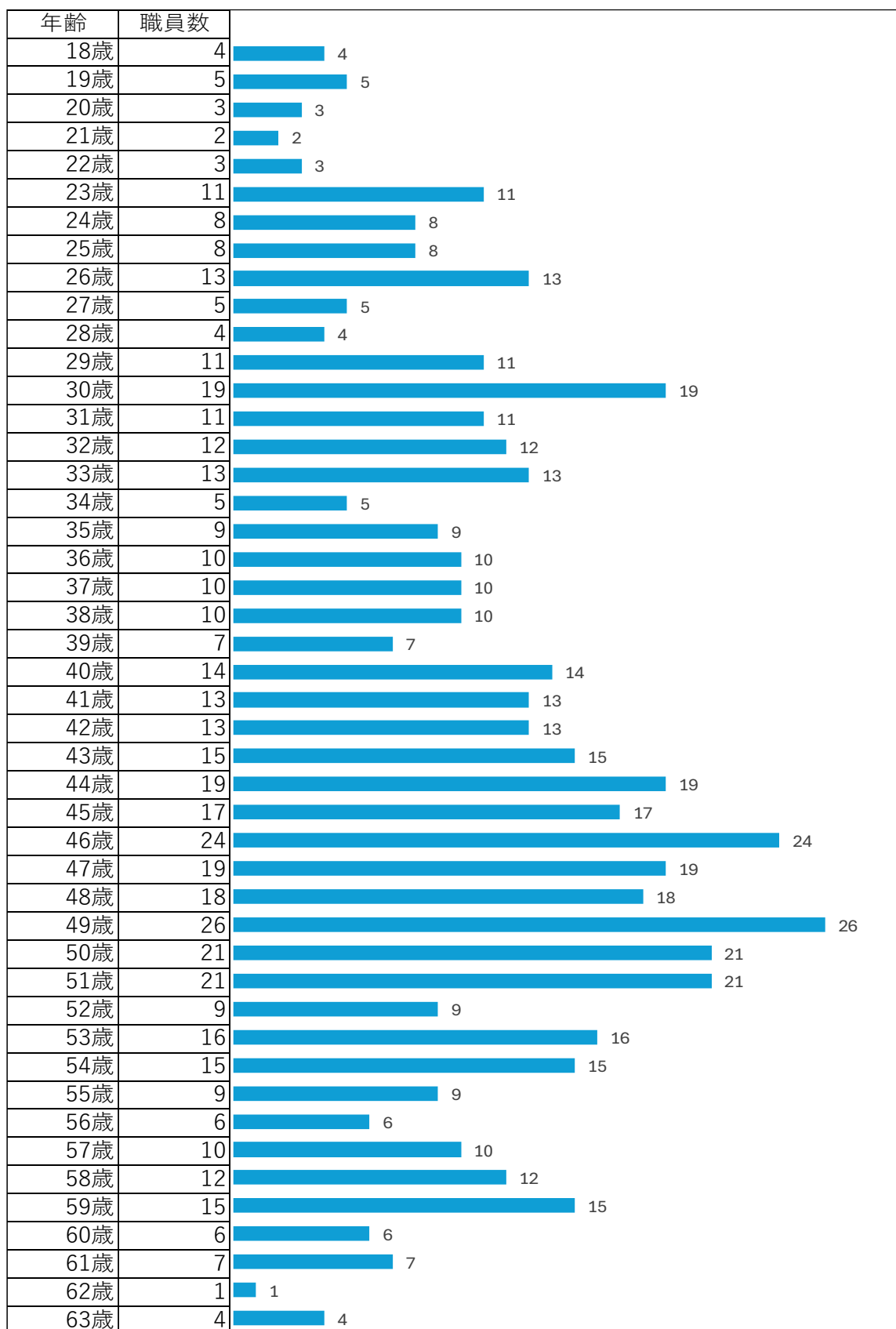
総合計		786
-----	--	-----

※ 総務省 地方公共団体定員管理調査により集計

2. 2. 年齢別職員数の状況

本市の令和6年4月1日現在の年齢別及び年代別職員数の状況は次のとおりである。

(普通会計 513 人の内訳)



3. 本計画の内容

3. 1. 基本方針

定員管理の取り組み方針は、職員数の削減のみを目的とするものではなく、本庁支所方式である組織体制の中で、行政のスリム化とともに、機動力ある組織づくりを進めるものである。また、豊かな創造力と新たな課題に積極的に取り組む実行力を持ち、市民に信頼される職員を育成するとともに適材適所に配置し、効果的かつ効率的な行政運営を行うものとする。

あわせて、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、さらには、災害等有事への対応も踏まえ、真に必要な行政サービスの選択と提供を行うとともに、再任用や任期付職員、定年延長の制度についての的確に対応し、組織全体で行政需要に応える体制整備を念頭に定員管理を行い、年齢構成の適正化及び総人件費の削減に努める。

職員数は、事業及び業務の見直し、民営化や民間委託の推進、施設の統廃合など積極的な行財政改革に取り組む中で、令和3年度の計画初年度から令和15年度の最終年度までに50人程度の削減を目指す。

これら行財政改革を段階的に進めていく過程においては、フルタイムの再任用職員及び任期付職員、定年延長となった職員を有効に活用しながら、持続可能な組織体制を構築するものである。

3. 2. 計画期間及び対象職員

(1) 計画期間

令和3年度から令和15年度までとする。この期間中、令和5年4月1日には、地域づくり活動センターの設置及び支所の再編など大規模な組織再編を計画しており、令和3年度から令和5年度までの3年間を第1期、令和6年度から令和15年度までの10年間を第2期として計画する。

また、本計画の見直しについては、2年に1回とする。ただし、組織機構の見直し等により、職員数が大きく変動する場合は、その都度見直すものとする。

(2) 対象職員

普通会計に属する一般職等の職員（特別会計及び公営企業会計職員を除く。また、定年前再任用短時間職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。）とする。構成は、任期の定めのない常勤職員、再任用フルタイム職員、任期付フルタイム職員とする。

普通会計とは、一般会計及び育英会奨学資金貸付特別会計をいう。普通会計以外の特別会計職員数については、必要最小限の職員を配置しているため除外する。ま

た、公営企業会計職員数については、経営方針により変動するものであるため除外する。消防職員数については、条例に定める定員数に基づくものであり、現職員数を採用する。

3. 3. 取り組みの内容

(1) 行財政改革の推進

これまでも組織の統廃合などスリム化を図るとともに機動力のある組織づくりに取り組み、その結果として人件費の削減に努めてきたが、更なるスリム化、そして持続可能な組織体制の構築に努めるとともに、多様化する行政ニーズに対応するため、柔軟な職員配置を行う。

(2) 民間委託等の推進、指定管理者制度の活用

民間委託等の推進、指定管理者制度の活用により、職員の適切な配置を図る。

令和7年4月1日からは、西予市民病院、野村病院、つくし苑を指定管理者制度に移行し、事務職員の再配置等を行う。

(3) 多様な任用形態の活用

業務の内容に応じて、再任用職員、会計年度任用職員等、適切な任用形態の職員を配置する。

(4) 定年退職者の効率的な補充と計画的な採用

定年退職者の補充について、令和5年度以降、定年の年齢を段階的に引き上げる定年延長が導入され、奇数年度には定年退職者が発生しない状況となっているため、今後の動向を注視しながら、職員の年齢構成、組織の新陳代謝、退職者の培った技術・経験等の継承を考慮し、計画的な採用を行っていく。

(5) 任期付職員の活用

任期付職員については、専門的知識や経験を有する業務、一時的に増加する業務やサービス体制の強化を図るため人員配置する場合、3年ないし5年以内の任期を設定し任用するものであり、実情に応じた制度の活用を図る。

(6) 障害者雇用の推進

障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、その職業の安定を図ることを目的に雇用の推進を図る。

(7) 行政事務の効率化

I C T（情報通信技術）やR P A（定型業務の自動化）、A I（人工知能）等を活用した業務の効率化や、日々の業務における事務改善に不断に取り組むことにより、少ない職員数で効率よく事務を執行できる体制を確立する。

(8) 人材育成

最少の職員数で最大の効果を発揮するため、研修や他自治体等への派遣を通して、職員の能力向上を目指し、人材の育成に取り組む。

(9) 職員の健康管理

業務の多様化・複雑化に伴い、職員一人ひとりに掛かるストレスは増加しており、職員の健康管理を適切に行うことが重要となる。これは、職員やその家族にとってのみでなく、公務を効率的かつ的確に提供するという視点からも、その対応が求められている。このため、産業医や保健師による面談、職員健康講座やメンタルヘルス研修等の実施により、職員の健康管理を適切に行っていく。

3. 4. 今後の職員数の見通し

(1) 類似団体との比較（令和5年4月1日現在）

類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、全国の市町村等を分別したものである。

令和5年4月1日現在の状況では、全国で130の類似団体があり、愛媛県内では、八幡浜市、大洲市、伊予市が同じ類型に区分されている。

本市の国民健康保険、介護保険といった特別会計や病院などの企業会計を除く、いわゆる普通会計（一般会計及び西予市育英会奨学資金貸付特別会計）の令和5年4月1日現在の職員数は525人となっており、数値だけを類似団体と比較すると本市の職員数は約72人多いこととなる。しかしながら、本市においては、本庁支所方式や地域づくり活動センター設置数など組織の特徴があり、また海岸部から山間部までの地理的条件などを加え、一定の職員数を確保することが必要であると考えている。

類似団体との比較（令和５年４月１日現在）

大部門	西予市	類似団体との比較		
	R5. 4. 1 現 在 職 員 数	修 正 値	超 過 数	超 過 率
	A	B	C (A-B)	C/A×100
	人	人	人	%
議 会	5	5		0.0
総務・企画	148	100	48	32.4
税 務	22	21	1	4.5
民 生	72	82	▲ 10	▲ 13.9
衛 生	37	34	3	8.1
労 働	1	2	▲ 1	▲ 100.0
農 林 水 産	55	31	24	43.6
商 工	18	14	4	22.2
土 木	41	36	5	12.2
一般行政計	399	325	74	18.5
教 育	51	57	▲ 6	▲ 11.8
消 防	75	71	4	5.3
普通会計計	525	453	72	13.7

※ 総務省 地方公共団体定員管理調査における大部門以上定員管理診断表による。
人口は、令和５年１月１日現在の住民基本台帳人口（35,232人）による。

[定員管理診断表]

各年４月１日現在の職員数を類型別団体（類似団体）ごとの単純値、修正値を用いて比較しています。（上記表は修正値のみ記載）

[修正値]

団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、職員が配置されていない場合があるため、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を算出しております。修正値は、大部門よりも細かい中部門又は小部門の職員数を比較する場合に適しています。

(2) 本市が計画する職員数（令和６年度から令和１５年度まで）

令和５年４月１日には、支所及び教育委員会等の再編により業務とともに職員が本庁に集約されることとなった。本庁への集約化は、頻度の低い業務、専門性の高い業務等について、本庁において一括して対応することで、業務を効果的・効率的に遂行することが可能となることや組織力が強化されることで、各種施策の推進体制も強化されるなどのメリットを最大限に活かし、合わせて、上記３．３．に記載した内容に取り組むことで、職員数の削減を図っていくこととしている。

計画する職員数としては、病院及びつくし苑の指定管理者制度移行に伴い、各施設に所属する一般行政事務職員の異動が生じ、普通会計人数が増加することとなるものの、第１期定員管理計画策定時と比較し、職員数が想定よりも減少傾向にあることから、令和６年度から令和１５年度までの１０年間で、職員５０人程度の段階的削減を図る目標としつつも、令和１５年度当初においては、当初の第１期定員管理

計画策定時の計画人数である普通会計職員数 483 人を目指すものとする。

4. 計画の公表

ホームページなどを活用して、本計画及び目標の達成状況について公表を行い、計画の実効性を高めていくこととする。

おわりに

定員の適正化については、本計画中では類似団体との比較を参考にした職員数を取り扱っているが、何をもって適正というのかは明確ではない。

したがって、この計画に記載した様々な取り組みを実行し、行政サービスの提供に支障が生じたときが、職員数の限界だと考えられる。

職員一人ひとりが、現状を認識し、本市最上位計画である「西予市総合計画」に掲げる目標達成に向けて、市職員としての資質の向上、生産性の向上など本計画の内容を着実に実行するよう取り組んでいかなければならない。